

# 御嵩都市計画下水道の変更

(御嵩町決定)

## 計 画 書

令和2年度

岐阜県可児郡御嵩町

## 御嵩都市計画下水道の変更（御嵩町決定）

都市計画御嵩町公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

### 2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 838ha 【汚水】

約 935ha 【雨水】

### 【理由】

公共下水道の効率的な整備促進のため下水道全体計画区域の見直しに伴う都市計画の変更を行い、公共用水域の水質保全と健全な都市の発展に資するものである。

## 【都市計画変更理由書】

御嵩町公共下水道は、木曾川右岸流域下水道区域に位置付けられ、流域関連の公共下水道として全体計画を策定したうえで、平成2年度に都市計画決定を行った。その後、一般国道21号可児御嵩バイパス沿線の開発が見込まれる区域を追加し、宅地化が見込めない区域を除外するなどの変更を経て、下水道全体計画区域（都市計画排水区域）を935haと位置付け、今日まで鋭意事業の進捗に努めてきた。

昨今の下水道事業を取り巻く環境は、公共事業予算が年々縮小される中で、膨大な施設のストックを維持管理する負担も大きくなると予想され、財政的に非常に厳しい状況になっている。これを受け下水道事業は整備が長期間にわたり多額の先行投資を必要とすることから、これまで以上に財源の確保や事業の効率性・計画性が求められている。

そこで、平成29年度に策定・公表した「御嵩町汚水処理施設整備構想」では、下水道整備の早期概成を目指し、より効率的かつ経済的に事業を継続して行くため、現状で家屋の立地が無く今後も整備が見込まれない地区や費用比較検討のうえ浄化槽整備有効となる家屋を削除（下水道整備から浄化槽整備へ転換）するなどの下水道全体計画区域の見直しを行った。

今回の都市計画の変更は、この見直し区域に整合を図り、汚水排水区域を838haに変更し、浄化槽整備事業と連携しながら、引き続き生活環境の改善と公共用水域における水質汚濁を防止し、住み良い健全な都市の建設を目指して整備を進めていくものである。